

厚生労働省発基安 0 7 2 4 第 1 8 号

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働省設置法第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成 2 6 年 7 月 2 4 日

厚生労働大臣

田村 憲久



労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 名称等の表示の対象となる物の追加

譲渡又は提供時にその名称等を表示しなければならない物として、ジメチル―二・二―ジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP）（以下「DDVP」という。）及びDDVPを含有する製剤その他の物（以下、DDVPと合わせて「DDVP等」という。）を追加するものとする。

第二 健康診断を行うべき有害な業務の追加

一 有害な業務に従事する労働者に対して行う健康診断の対象業務として、DDVP等を製造し、又は取り扱う業務を追加するものとする。

二 有害な業務に従事させたことのある労働者で現に使用しているものに対して行う健康診断の対象業務として、ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）若しくはジクロロメタン（別名二塩化メチレン）を含有する製剤その他の物又はDDVP等を製造し、又は取り扱う業務を追加するものとする。

第三 特定化学物質の追加

特定化学物質の第二類物質に、クロロホルム、四塩化炭素、一・四―ジオキサン、一・二―ジクロロ

エタン（別名二塩化エチレン）、ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）、DDVP、スチレン、一・二・二―テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）、テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン及びこれらの物を含有する製剤その他の物（以下「クロロホルム等」という。）を追加するものとする。

第四 適用除外

クロロホルム等を製造し、又は取り扱う業務のうち、厚生労働省令で定める業務については作業主任者を選任すべき業務、作業環境測定を行うべき業務及び健康診断を行うべき有害な業務の対象としないものとする。

第五 その他

所要の規定の整備を行うこと。

第六 施行期日等

一 施行期日

この政令は、平成二十六年十一月一日から施行するものとする。

二 経過措置

この政令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。